

金城大学動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金城大学動物実験取扱規程（以下「取扱規程」という。）第6条第2項及び金城大学研究推進センター規程第10条第2項の規定に基づき、金城大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な基本的事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、金城大学（以下「本学」という。）における動物実験等の適切な運用を図るため、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審査又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画書の法令及び指針等並びに取扱規程等への適合性に関する事項
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 取扱規程第3条第4号の施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (4) 動物実験等の適切な実施及び実験動物の適切な取扱い並びに法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (5) 法令又は取扱規程への不適合（違反）者に対する動物実験の改善又は中止に関する事項
- (6) 自己点検・評価、外部検証に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項

(倫理上の重要事項への対応)

第3条 委員会は、前条に定めるほか、学長の諮問に応じ、動物実験に関する倫理上の重要事項について、審査又は調査する。

- 2 委員会は、動物実験に関する倫理上の重要事項について、学長に建議することができる。
- 3 前2項に規定する事項については、速やかに研究推進センターに報告するものとする。

(構成)

第4条 委員会は、委員長1人及び委員4～6人をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、専任教育職員又は専任事務職員のうちから学長が委嘱する。また学長は、必要な場合には、2人以内に限り学外の有識者に委員を委嘱することができる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員長又は委員には、動物実験等に関して優れた識見を有する者及び実験動物に関して優れた識見を有する者並びにその他の学識経験者を含むこととする。
- 6 学長は、委員会に出席し発言することができる。
- 7 委員長は、必要に応じて関係ある専任職員の出席を求めることができる。専任職員以外の者に出席を求める場合は、学長の承認を得るものとする。

(任期)

第5条 委員長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、任期の途中において退任した委員の後任者の任期は、その残任期間とする。

(所管)

第6条 委員会の事務は、総務企画部が行う。

2 総務企画部は、委員会の議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(議事)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数によって決する。ただし、特に重要と認められる事項に関しては出席者の3分の2以上の同意を得て決する。

4 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の承認に係る審議においては、議事に加わることができない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び活動に関して必要な事項は別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月29日から施行する。